このため、食品健康影響評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの促進に関し、食品安全委員会並びに消費者庁及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関の相互間の連携の強化を図る。

⑵　食品安全委員会並びに消費者庁及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、研修の実施等により食品の安全性の確保に係る人材を育成するなど、食品の安全性の確保に関する施策が全体として整合的に行われるように努める。

⑶　食品安全委員会は、必要があると認めるときは、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、関係行政機関の長に意見を述べる。

⑷　関係府省連絡会議、地方公共団体との連絡会議を定期的に開催する。

2　食品安全委員会と消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関との連携

食品安全委員会は、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関との間で取決めた連携及び政策調整の具体的な手法（食品安全委員会が食品健康影響評価を行う際のリスク管理措置を講ずる行政機関との連携、リスク管理措置を講ずる行政機関が食品健康影響評価の結果に基づいてリスク管理措置を講ずる際の食品安全委員会との連携、食品の安全性の確保に関する情報の共有など）について、公表する。また、これらについて必要に応じて見直す。

3　リスク管理措置を講ずる行政機関相互の連携

食品供給行程の各段階において講じられるリスク管理措置は、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係各省が所管法令に基づき総合的に実施するほか、地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえて、それぞれの区域の自然的経済的社会的諸条件に応じて実施するものであり、実施主体が多岐にわたっている。

このため、リスク管理措置の実施に当たっては、地方公共団体を含むリスク管理措置を講ずる行政機関相互間の密接な連携を図る必要がある。このような観点から、リスク管理措置を講ずる行政機関相互間における連携の強化を図るために設けられた仕組みに基づき、今後も、リスク管理措置を講ずる行政機関相互の連絡及び協力を着実に実施する。

第６　試験研究の体制の整備等（法第16条関係）

1　基本的考え方

食品の安全性の確保を図るためには、最新の科学的知見に基づく施策の策定が必要である。このため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずることにより、科学的知見の充実に努める。

2　試験研究の体制の整備

最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制の整備を図る。

3　研究開発の推進

⑴　食品の安全性の確保の観点から研究開発における重点課題を明確にしつつ、食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進及び強化を図る。

また、研究開発の推進及び強化に当たっては、食品の安全性の確保に関連する各分野における知見を結集するため、食品安全委員会及び消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関において密接な連携を図るとともに、地方公共団体、民間等の能力も活用することとする。

⑵　食品安全委員会及び食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関は、試験研究の推進に関し、十分な意思疎通を図る。

4　研究開発の成果の普及

食品の安全性の確保に関する研究開発の成果を広く国民に普及させるため、当該成果について、専門誌への掲載、平易な言葉による国民への発表等の取組を推進するとともに、食品安全委員会及び消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関合同によるシンポジウムの開催、技術指導、研究報告書の配布等を行う。

5　研究者の養成及び確保

食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見を充実させるためには、食品の安全性の確保に関する高度な専門的知識を有する者を養成し、これを確保することが不可欠であることから、食品健康影響評価及びリスクコミュニケーションに係る専門家を対象とする研究会等を開催するとともに、海外の研究者及び専門家の招へい、研究者の海外派遣等を行う。

第７　国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第17条関係）

1　基本的考え方

⑴　国民の食生活を取り巻く環境の急速な変化に対応し、国民の健康への悪影響の未然防止という基本理念の実現に資するよう、食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置を講ずる。

⑵　政府が収集し保有している食品の安全性の確保に関する情報については、広く一般に公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。

⑶　今後、国内において人の健康に対する被害の発生が予想されるような危害要因等については、被害の程度、対処の方法等に関し、国民への適切な情報の提供に努める。

⑷　食品安全委員会及び消費者庁並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関の相互間において、食品の安全性の確保に関する情報のより一層の共有を図る。

2　情報収集の対象範囲

１の基本的考え方を踏まえ、関係行政機関、外国政府等海外の関係公的機関、医療機関等関係機関、関係学会、関係団体、新聞等マスメディア、学術専門誌、インターネット等を通じ、広く国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、その収集、整理及び活用等を行う。

3　食品安全委員会における一元的な情報収集の実施等

⑴　食品安全委員会は、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を、消費者庁並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関と連携しつつ一元的に収集し、当該情報について、整理、分析及びデータベース化を図る。

⑵　食品安全委員会は、⑴のデータベース化に当たっては、海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報等についての迅速な検索が可能となるよう努める。

4　情報の活用及び提供

⑴　食品安全委員会及び消費者庁並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、それぞれが運営するデータベースの相互連携を促進することにより、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図る。

⑵　食品安全委員会及び消費者庁並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、それぞれが収集し、整理した国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、相互に連携しながら、報道機関、ホームページ等を通じ、高齢者や子どもも含め情報の受け手である消費者に配慮しつつ、適切かつわかりやすく国民に提供する。その際、国民の関心に的確に応えられるよう努める。

第８　表示制度の適切な運用の確保等（法第18条関係）

1　基本的考え方

食品の表示は、消費期限やアレルギー物質等の情報が正確かつ適切に国民に対して提供されることにより、食品の安全性の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、消費者庁、農林水産省等関係機関は、表示制度の適切な運用の確保等に努める。